

まるごと小樽プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響を緩和し、幅広く市民の消費を喚起することを目的として、小樽市及び市内の経済団体の連携により、プレミアム付商品券事業を実施します。

2 商品券の概要

- (1) 名称 まるごと小樽プレミアム付商品券
- (2) 発行者 まるごと小樽プレミアム付商品券事業実行委員会
- (3) 商品券の使用可能店舗

市内に事業所又は店舗を有し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、北海道が推奨する「新北海道スタイル」安心宣言の実践に取り組む事業者のうち、この要項の定めにより登録を完了した市内の店舗・事業所(以下「取扱店」という。)

※取扱店のうち、法人にあっては本社・本店の所在地が市内にある法人、個人事業主にあっては市内に住所を有する者が市内で経営する店舗を「地域応援券取扱店」といいます。また、地域応援券取扱店以外の店舗を「市内共通券取扱店」といいます。

(4) 商品券の種類

- ① 地域応援券 地域応援券取扱店で使用することができる商品券
- ② 市内共通券 全ての取扱店で使用することができる商品券

- (5) 使用可能額 1冊 13,000円分の商品券(1,000円13枚綴り)を10,000円で販売(1人につき2冊まで)

※なお、商品券1冊当たりの構成は、市内共通券7枚及び地域応援券6枚となります。

- (6) 発行冊数 50,000冊

(7) 商品券の販売期間

令和2年11月4日(水)～令和2年11月30日(月)
(ただし、販売期間中に商品券が完売しない場合、追加販売を行う場合があります。)

(8) 商品券の販売方法

下記の郵便局で販売します。

- ①塩谷郵便局、②小樽高島郵便局、③小樽錦町郵便局、
- ④小樽長橋郵便局、⑤小樽緑町郵便局、⑥小樽奥沢郵便局、
- ⑦朝里郵便局、⑧小樽銭函西郵便局、⑨小樽駅前郵便局、
- ⑩小樽産業会館内郵便局、⑪ウイングベイ小樽内郵便局、
- ⑫小樽郵便局

(9) 商品券の使用可能期間

令和2年11月4日(水)～令和3年1月20日(水)

なお、使用期間を経過した後は、商品券は使用できませんので、受け取ることをしないようお願いします。

(10) 商品券の払戻し 使用期間中又は使用期間後を問わず、払戻しは行いません。

(11) その他 商品券は、転売することができません。また、使用に際して生じる釣銭のお返しはできません。

地域応援券取扱店では、全ての商品券13枚(市内共通券及び地域応援券)を使用することができます。ただし、市内共通券取扱店では、市内共通券7枚しか使用することができませんので、誤って、地域応援券を受け取ることをしないよう注意をお願いします。

3 商品券の販売

購入希望者は、ホームページまたはハガキにより事前申請し、実行委員会から発行される購入引換券を持参し、購入引換券に記載された郵便局の窓口で、記載された購入冊数以内で購入します(購入希望冊数が販売冊数を超える場合は、抽選となります)。

4 取扱店登録の申込方法

(1) 申込方法

取扱店に登録される方は、この「取扱店募集要項」に同意の上、別添「まるごと小樽プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請してください。

・郵送(あて先)

〒047-8520

小樽市稲穂2丁目2番1号 小樽経済センター3階

まるごと小樽プレミアム付商品券取扱店募集事務局(小樽商工会議所内)

・FAX 0134-29-0630

※「まるごと小樽プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」は、ホームページ <https://www.otarucci.jp/>からも印刷できます。

なお、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、市内すべての店舗で使用可能となるよう御協力をお願いします。

(2) 申込期間

令和2年9月23日(水)から令和3年1月20日(水)まで

(3) 取扱店の登録

申込みのあった店舗については、登録資格を審査の上、取扱店として登録するとともに、取扱店登録証を交付します。

結果については、事務局から郵送にて通知します。

ただし、申込みの内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消すことがあります。

(4) その他

店頭に掲示していただく取扱店表示ポスター及びステッカー、取扱店登録証、まるごと小樽プレミアム付商品券換金申込書等は、説明会の際に配布します。

10月14日(水)までに取扱店の申込みをいただくと、紙媒体の「まるごと小樽プレミアム付商品券取扱店一覧」及びホームページ(<https://www.otarucci.jp/>)に掲載します。

※ 10月15日(木)以降に受け付けたものはホームページのみの掲載となりますので、10月14日(水)までにお申し込みいただくようご協力をお願いします。

5 取扱店参加資格

小樽市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定による設備等を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業又は性風俗関連特殊営業を行っている者
- ② 特定の宗教団体又は政治団体の活動に関わる事業を行っている者
- ③ 業務の内容が公序良俗に反する事業を行っている者
- ④ 小樽市から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条に規定する公訴を提起されている者等
- ⑥ 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者である者

6 商品券取扱い厳守事項

- (1) 商品券は商品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止します。
- (3) 商品券額面以下の使用の場合であってもお釣りは出さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。

- (6) 使用期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。

※ 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

7 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (2) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらないものへの支払い
- (3) たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売を禁止）
- (4) 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、郵便はがき、切手、印紙等換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入
- (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及び設備を設けて客に射心をそそるおそれのある営業に対する支払い
- (6) 国税、地方税又は使用料等の公租公課の納付
- (7) 水道料金や公立病院受診時の自己負担等、自治体の債権への支払い
- (8) 前各号に定めるもののほか、実行委員会が不相当と認めるもの

8 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を使用者が分かりやすい場所に提示してください。
- (2) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。
- (3) 使用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止加工がない、券番号がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、まるごと小樽プレミアム付商品券事業実行委員会事務局（小樽市産業港湾部商業労政課 0134-32-4111 内線 277、265）に報告してください。
- (4) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面の取扱店欄に住所・事業所名を記載（手書き又はゴム印）し、既に記載があるものは、受取りを拒否してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 「取扱店募集要項」末尾に掲載している「新型コロナウイルス感染症対策のお願い」の内容を理解し、新北海道スタイル安心宣言の実践に取り組んでください。

9 取扱店の取消し等

「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定取消し、損害金が発生した際は当該金額の請求をする場合があります。

10 換金について

(1) 換金申請ができる金融機関について（予定）

- ① 北洋銀行：小樽中央支店、小樽駅前支店、奥沢口支店
- ② 北海道銀行：小樽支店
- ③ 北陸銀行：小樽支店
- ④ 北海道信用金庫：小樽支店、朝里支店、高島支店、手宮支店、長橋支店、緑支店、入船支店、銭函支店、桜支店

(2) 換金申請期間及び日時等

- ① 換金申請期間：令和2年11月16日（月）～令和3年2月5日（金）
（土・日・祝日のほか、金融機関閉店日を除く）
- ② 申請可能時間：各金融機関の窓口営業時間
※換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、ご注意ください。

(3) 換金申請ができない日

下記は、金融機関の窓口の混雑が予想されるため、換金申請はできません。
また、下記以外であっても、5日・10日・15日・20日・月末なども、換金申請はご遠慮いただきますようご協力をお願いします。

【換金申請ができない日】

令和2年	令和3年
11月25日（水）	1月25日（月）
11月30日（月）	1月29日（金）
12月 3日（木）	2月 3日（水）
12月10日（木）	
12月15日（火）	
12月25日（金）	
12月30日（水）	

(4) 換金申請する商品券の上限について

1回に換金申請できる商品券は、5,000枚までです。この枚数を超える場合は、申請を受け付けることができません。

また、1,000枚を超える商品券の換金を行う場合は、必ず事前に換金を予定している金融機関の支店に連絡し、日程を調整してください。この場合、希望する日時に換金申請できない場合がありますので、予めご了承をお願いします。

(5) 換金申請回数

換金申請は、月2回までとしてください。ただし、1ヶ月間の商品券の換金申請枚数が5,000枚を超える場合は、この限りではありません。

1 1 換金申請手続について

換金申請手続は、以下の通りとなります。なお、換金申請手続を行う方は、経営者・店長等でなくても構いませんが、窓口で金融機関からの問い合わせに対応できる方としてください。

問い合わせに対応できない場合、その日の換金申請を受け付けることができない場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

- (1) 使用済みの商品券は、裏面の取扱店欄に住所・事業所名を記載（手書き又はゴム印）し、10（1）の金融機関にて換金手続きを行ってください。記載がない場合には、換金に応じられませんので、必ず記載するようお願いいたします。
- (2) 換金申請手続の際には、以下のものを換金申請ができる金融機関にお持ちください。
 - ① 使用済みの商品券（裏面に住所・事業所名を記載し、地域応援券・市内共通券ごとの枚数を確認）
 - ② 取扱店登録証
 - ③ 換金申込書※使用済みの商品券は、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態でお持ちください。
※商品券は、地域応援券・市内共通券の種類ごとに集計してください。
- (3) 各金融機関の「振込依頼書」に振込口座等の必要事項を記入し、「商品券」「取扱店登録証」「換金申込書」と合わせて窓口へ提出します。
※振込口座は、取扱店登録証と同一の名義としてください。取扱店登録証と異なる場合は、換金することができませんので、ご注意ください。
- (4) 換金手続き後、1週間～10日間程度で指定口座に入金いたします。
- (5) 換金手数料はかかりません。なお、換金手続きを行う際、振込先の指定に当たっては、ご希望の金融機関口座に振り込みますが、事務負担軽減のため、可能な限り振込口座と同一の金融機関窓口で換金申請をしてください。
- (6) 換金申込書が不足した際は、事務局で受け取ってください。

1 2 その他留意事項

- (1) 「取扱店募集要項」に記載されていない事項などは、協議してお答えします。また、取扱店情報（店舗名称、所在地）は、ホームページなどでお知らせします。
- (2) 取扱店を対象とした説明会の開催を下記のとおり予定していますが、取扱店の登録完了後、別途ご案内いたします。
なお、ステッカー等は、説明会の際に配布いたします。

【説明会開催日】

- 日時：① 令和2年10月14日（水） 11時～
② 令和2年10月14日（水） 13時30分～
③ 令和2年10月14日（水） 15時00～
④ 令和2年10月15日（木） 11時～
⑤ 令和2年10月15日（木） 13時30分～
⑥ 令和2年10月15日（木） 15時～
⑦ 令和2年10月19日（月） 11時～
⑧ 令和2年10月19日（月） 13時30分～
⑨ 令和2年10月19日（月） 15時～
⑩ 令和2年10月20日（火） 11時～
⑪ 令和2年10月20日（火） 13時30分～
⑫ 令和2年10月20日（火） 15時～

会場：小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター7階
※1時間程度を予定しています。

お問合せ先（土日祝日を除く、平日9時～17時）

○まるごと小樽プレミアム付商品券取扱店募集事務局
（小樽商工会議所内）

小樽市稲穂2丁目22番1号

TEL 0134-22-1177 FAX 0134-29-0630

○まるごと小樽プレミアム付商品券事業実行委員会事務局
小樽市花園2丁目12番1号 商業労政課内

TEL 0134-32-4111 内線 277、265

新型コロナウイルス感染症対策のお願い

北海道では、「新北海道スタイル」安心宣言として、事業者の皆様に取り組んでいただきたい7つのポイントを示していますので、飲食店などの一層の感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

「新北海道スタイル」安心宣言

【事業者の皆様に取り組んでいただきたい7つのポイント】

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。



マスク着用・
手洗いを徹底します



健康管理を
徹底します



こまめに換気します



消毒・洗浄します



一定の距離を
とっています



お客さまへ咳エチケット・
手洗いをお願いします



取組を
お知らせします

店舗の状況に合わせて、7つの原則に取り組み、お客様に安心して利用していただけるようご協力ください。